

公益財団法人日本セーリング連盟

懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）内の秩序の維持をはかるため、連盟理事会が必要と認めたときに懲戒する諸事項を定めるものとする。

(懲戒該当事項)

第2条 倫理規程第2条ないし第4条に定める者のうち、評議員、役員、専門委員会委員、連盟会員、連盟加盟団体、連盟特別加盟団体、連盟加盟のクラブ等の団体、ジャッジ、アンパイア、公式計測員及びレース・オフィサーにあって、以下に該当する事項がある場合は、本規程に基づき懲戒する。

- (1) 連盟業務に関連して不当の利益を授受し、もしくは連盟に損害を与えた場合。
- (2) 故意又は過失によって、連盟の名誉を毀損させる行為があった場合。
- (3) 業務遂行上正当な理由なく、越権専断の行為により職務を妨害した場合。
- (4) 連盟の内外を問わず、刑罰法規で有罪の確定があった場合。
- (5) スポーツマンシップに関わる重大な不正行為に基づく対応処置が必要となった場合（但し、競技規則第69に違反した場合は除く）。
- (6) 法令、定款又は倫理規程その他連盟の諸規程に違反する行為があったと認められる場合。
- (7) その他、各号に準ずる不都合な行為があった場合。

2 連盟職員の懲戒については、就業規則によるものとする。

(懲戒の種類及び内容)

第3条 前条の遵守事項に違反した場合の懲戒の種類及び処分内容は、倫理規程第8条において定める。

(懲戒委員会、第三者委員会)

第4条 次の場合は、連盟倫理委員会は、同委員会委員から利害関係者を除き3名ないし5名を選任して懲戒委員会を編成し、委員長を互選して審議する。

① 通報相談窓口への相談につき、連盟倫理委員会が通報相談処理規程第10条第1項に基づき事実調査が必要であると判断した場合

② 専務理事又は常務理事が、事実調査が必要であると判断した場合

2 連盟倫理委員会は、該当事項に応じて必要な場合には、前項の懲戒委員会に外部有識者を含めることとする。

3 連盟倫理委員会は、当該事案内容に応じて、外部の第三者による委員会（以下、「第三者委員会」という。）による調査を行うよう連盟理事会に答申することができる。

4 前項の場合、連盟は、連盟理事会の決議によって、当該事案についての第三者委員会を設置する。

(事実調査)

第5条 懲戒委員会は、事実調査にあたり、事実調査の対象者（以下、単に「対象者」という。）及び事案の関係者に対し、事実調査についての説明及び証拠資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

2 対象者及び倫理規程第2条ないし第4条に規定する者は、事実調査に協力する義務を負う。

3 懲戒委員会は、必要に応じて倫理規程第2条ないし第4条に規定する者に事実調査の支援を要請することができる。

4 懲戒委員会は、本条に基づく事実調査を開始した後、事案の内容及び性質に鑑み、倫理委員会以外による調査が相当と思料した場合、その旨連盟理事会に答申することができる。

(処分答申)

第6条 懲戒委員会は、前条の事実調査の結果を踏まえ、対象者に対する処分の要否及び処分内容を検討しなければならない。

2 懲戒委員会は、対象者に弁明の機会を与えなければならない。

3 懲戒委員会は、処分の要否又は処分内容の検討結果を連盟理事会に答申しなければならない。

(決定及び通知)

第7条 連盟理事会は、懲戒委員会の答申を受けて、処分の要否及び処分内容を決定しなければならない。

2 連盟理事会は、前項の決定の際、第6条第3項の答申を尊重するものとする。

3 当該事案の利害関係人は連盟理事会の審議に加わることができない。

4 連盟理事会は、対象者を処分する場合、対象者の表示、処分対象となった事実、処分の内容・理由、処分手続の経過、不服申立手続及び期間を当該対象者に対して書面で通知しなければならない。

5 処分の効果は、倫理規程第8条(1)①及び(2)①の処分を除き、前項の通知が調査対象者に到達したときに生じる。

第8条 (機密の保持)

懲戒委員会において機密事項としたものについては、事実調査及び処分審査に関与した者はその機密を守らなければならない。

(特則)

第9条 第三者委員会による事実調査を実施する場合は、第4条から前条までの「懲戒委員会」は「第三者委員会」と読み替える。

(不服申立て)

第10条 第7条の処分を受けた者で、スポーツ仲裁規程によりスポーツ仲裁を申し立てることができる者は、同規程及びスポーツ仲裁規則に基づき不服申立てをすることができる。

2 前条でスポーツ仲裁を申し立てることができる者以外の者は、その処分に不服がある場合、第7条の通知を受けた日から起算して2週間以内に文書をもって倫理委員会に対し異議申立てを行い、再審査を請求することができる。

3 前項本文の異議申立てがあった場合は、連盟倫理委員会は、必要に応じ再度事実調査を行った上、処分の要否又は処分内容の検討を行う。

4 連盟倫理委員会は、前項の検討結果を、連盟理事会に答申しなければならない。

5 前項の答申後の手続きは、第7条の規定を準用する。

6 第2項の不服申立ては、一の処分について一回限り行うことができるものとする。

(復権)

第11条 有期又は無期の資格の停止若しくは除名又は解任された者は、有期の資格停止の場合は停止期間の3分の2を経過した場合、無期の資格停止、除名又は解任の場合は3年を経過した場合、連盟に対し復権を申し立てることができる。

2 前項の申立てをする者は、反省文、嘆願書その他書面を提出することができる。

3 第1項の申立てがあった場合、連盟理事会は、必要に応じ申立てをした者を聴聞し、復権の可否を審議し決定する。

4 前項による復権の効力は、連盟理事会の決定がなされた日に生じる。

附則

1. この規程は、2006年7月16日から施行する。

2. この規程は、2012年12月8日から改正施行する。
3. この規程は、2013年6月15日から改訂施行する。
4. この規程は、2021年2月27日から改訂施行する。
5. この規程は、2025年8月30日から改訂施行する。